

議案第 5 1 号

勝山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

勝山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

教育に関する事務の職務権限の一部を、教育委員会から市長に移管するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。

- (1) 勝山市立図書館、勝山市立公民館及び勝山市生涯学習センター「友楽喜」(以下これらを「特定社会教育機関」という。)の設置、管理並びに廃止に関すること(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)
- (2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- (3) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1号の規定(勝山市立公民館の設置及び廃止に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に教育委員会がした処分その他の行為で現に効力を有するもので、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に教育委員会に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(勝山市文化財保護条例の一部改正)

- 4 勝山市文化財保護条例(昭和40年勝山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「勝山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項から第3項まで及び第6項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条並びに第9条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第1号中「勝山市教育委員会規則」を「規則」に改める。

第11条、第12条、第14条、第15条第1項、第17条第1項、第18条、第20条及び第21条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第23条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和51年勝山市条例第16号)の一部を次のように改正する。
 第3条中「教育委員会」を「市長」に改める。
 第5条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「、市長」に改める。
 第6条、第6条の2、第8条、第9条第1項、第10条第3項、第11条ただし書及び第16条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。
 第17条第1項第3号ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第5号中「教育委員会」を「市長」に改め、「(市長のみの権限に属するものを除く。)」を削り、同条第2項中「第11条までの規定中「教育委員会」及び第12条から」を削る。
 第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。
 (勝山市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 6 勝山市民会館の設置及び管理に関する条例(昭和51年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。
 第4条から第6条まで、第7条第3項ただし書及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。
 (勝山市立図書館設置条例の一部改正)
- 7 勝山市立図書館設置条例(昭和57年勝山市条例第18号)の一部を次のように改正する。
 第5条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。
 第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
 (勝山市教育会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 8 勝山市教育会館の設置及び管理に関する条例(平成17年勝山市条例第13号)の一部を次のように改正する。
 第4条から第6条まで及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。
 (勝山市文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 9 勝山市文化財収蔵庫の設置及び管理に関する条例(平成19年勝山市条例第33号)の一部を次のように改正する。
 第3条中「勝山市教育委員会」を「市長」に改める。
 第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
 (白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 10 白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例(平成24年勝山市条例第24号)の一部を次のように改正する。
 第4条第4号、第8条、第12条第1項第5号及び第2項並びに第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。
 (勝山市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 11 勝山市附属機関の設置に関する条例(平成25年勝山市条例第13号)の一部を次のように改正する。
 別表中市長の部勝山市行政不服審査会の項の次に次のように加える。

勝山市史編さん審議会	勝山市史の編さん及び刊行を行うため、必要な調査研究及び審議を行うこと。	10人以内
------------	-------------------------------------	-------

別表中教育委員会の部勝山市史編さん審議会の項を削る。

(勝山市生涯学習センター「友楽喜」の設置及び管理に関する条例の一部改正)

12 勝山市生涯学習センター「友楽喜」の設置及び管理に関する条例(平成26年勝山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「勝山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条から第7条まで、第8条第2項ただし書、第9条、第10条ただし書、第11条第1項ただし書及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

13 北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例(平成30年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号、第5条、第6条第2項及び第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項第3号中「または」を「又は」に改め、同項第5号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。